みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、一人一人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　性的マイノリティ　性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者又は性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性のみでない者をいう。

(2)　パートナーシップ　双方又は一方が性的マイノリティである２人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係をいう。

(3)　ファミリーシップ　パートナーシップにある者と、その双方又は一方の未成年の子（実子又は養子をいう。）を始めとした近親者（双方又は一方の三親等内の者をいう。）が、家族として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係をいう。

(4)　ファミリーシップ対象者　ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者をいう。

(5)　宣誓　パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

（交付要件）

第３条　市長は、次条第１項の規定により宣誓する者が次の各号のいずれにも該当する場合に、第７条第１項に規定する受理証明書等を交付するものとする。

(1)　パートナーシップにある者の双方が民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していること。

(2)　パートナーシップにある者の双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が３か月以内に市内に転入を予定していること。

(3)　パートナーシップにある者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。

(4)　パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。

(5)　パートナーシップにある者の双方が民法第７３４条から第７３６条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(6)　ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシッ

プ対象者と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第４条　宣誓しようとする者は、市職員の面前においてみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第１号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、心身の故障その他の事由により、宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、双方及び市職員の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

２　宣誓書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓しようとする日前３か月以内に発行されたものに限る。）

(2) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したものその他の現に婚姻していないことを証明する書類（いずれも宣誓しようとする日前３か月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）その他のファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　市外に在住する者であって、宣誓の日から３か月以内にみよし市内への転入を予定しているものについては、その事実が確認できる書類をもって前項第１号に掲げる書類に代えることができる。この場合において、当該者は、市内に転入後速やかに同号に掲げる書類を市に提出しなければならない。

（本人確認）

第５条　市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、宣誓書の提出を受けるときに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める種類の書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの　１種類

(2) 国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されていないもの　２種類

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類　１種類又は２種類

（通称の使用）

第６条　宣誓しようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

２　前項の規定による通称の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称を使用

していることが確認できる資料を、第４条第１項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

（受理証明書等の交付）

第７条　市長は、第４条第１項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第３条各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第２号）及びみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第３号）（以下これらを総称して「受理証明書等」という。）に宣誓書の写しを添えて当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、前条第１項の規定により通称の使用があったときは、通称と共に戸籍に記載されている氏名を受理証明書等に記載するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、宣誓者の一方が市外に在住する場合にあっては、受理証明書等の交付に代えて転入予定者受付票（様式第４号）を交付するものし、第４条第３項後段の規定による書類の提出があったときに、宣誓書の写しを添えて受理証明書等を交付するものとする。

３　第１項のみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書は、パートナーシップ・ファミリーシップ１組につき１枚交付するものとし、同項のみよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理カードは、宣誓者それぞれに１枚交付するものする。

（公正証書等受理証明書の申請及び交付）

第８条　前条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、別表に掲げる項目を記載した公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面（以下「公正証書等」という。）を添付の上、パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書交付申請書（様式第５号）に必要事項を記入して、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書（様式第６号。「以下「公正証書等受理証明書」という。）の交付を申請することができる。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を確認し、宣誓者の双方に公正証書等受理証明書を交付する。

３　前２項の規定は、前項の規定により公正証書等受理証明書の交付を受けた宣誓者が、当該交付を受けた公正証書等受理証明書に係る書面の内容の変更に伴い、変更後の書面について公正証書等受理証明書の交付を受けようとする場合に準用する。

４　前項の規定により準用する第１項の規定による公正証書等受理証明書の交付の申請をした宣誓者は、当該公正証書等受理証明書の交付を受ける際に、既に双方に交付した公正証書等受理証明書を市長に返還しなければならない。

（受理証明書等の再交付等）

第９条　受理証明書等又は公正証書等受理証明書の交付を受けた者は、当該受理証明書等又は公正証書等受理証明書の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により受理証明書等又は公正証書等受理証明書の再交付を希望するときは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第７号）を市長に提出するものとする。この場合において、受理証明書等又は公正証書等受理証明書の

毀損、汚損その他市長が認める事情による再交付の申請にあっては、受理証明書等又は公正証書等受理証明書を添えて申請しなければならない。

２　前項の規定による申請に当たっては、第５条に規定する本人確認書類を提示するものとする。

３　第１項の申請があったときは、市長は受理証明書等又は公正証書等受理証明書を再交付するものとする。

４　前項の規定による受理証明書等又は公正証書等受理証明書の再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等又は公正証書等受理証明書を発見したときは、速やかに当該受理証明書等又は公正証書等受理証明書を市長に返還しなければならない。

（宣誓事項の変更）

第１０条　受理証明書等又は公正証書等受理証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するとき（公正証書等受理証明書の交付を受けた者にあっては、第１号に該当するときに限る。）は、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第８号。以下「事項変更届」という。）に交付を受けた受理証明書等又は公正証書等受理証明書を添えて（第２号に該当するときを除く。）市長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは通称の変更があったとき又は通称をやめたとき。

(2) 市内で転居したとき。

(3) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

(4) ファミリーシップ対象者が死亡する等その対象でなくなったとき。

２　事項変更届には、次の各号に掲げる区部に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 前項第１号に該当するとき　氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は社会生活において変更した通称を使用していること若しくは通称をやめたことが確認できる書類

(2) 前項第２号に該当するとき　転居した者の住民票の写し

(3) 前項第３号又は第４号に該当するとき　第４条第２項第３号に掲げる書類

３　前項の規定による提出に当たっては、第５条に規定する本人確認書類を提示するものとする。

４　市長は、事項変更届の提出があったとき（第１項第２号に該当するときを除く。）は、変更後の受理証明書等又は公正証書等受理証明書を当該事項変更届を提出した者に交付するものとする。

（受理証明書等の返還等）

第１１条　受理証明書等の交付を受けた者（公正証書等受理証明書の交付を受けた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第９号）に受理証明書等（公正証書等受理証明書の交付を受けた者にあっては、当該公正証書等受理証明書を含む。次条及び第１３条第１項において同じ。）を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 双方又は一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき。

(2) 受理証明書等の交付を受けた者の一方が死亡したとき。ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合はこの限りでない。
(3) 第３条第２号から第４号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
(4) 宣誓書を提出した時点において、受理証明書等の交付を受けた者の双方又は一方が第３条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

（受理証明書等の無効）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明書等を無効とすることできる。
(1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
(2) 虚偽その他不正な方法により受理証明書等の交付を受けたことが判明したとき。
(3) 受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。
(4) 第３条各号に掲げる要件に反しているとき。

（返還及び無効に係る交付番号の公表）

第１３条　市長は前条の規定により受理証明書等を無効とした場合は、受理証明書等の交付を受けた者に交付した受理証明書等の返還を求めるものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（子の氏名の抹消）

第１４条　受理証明書等に氏名を記載された子は、１５歳に達した日以後、市長に当該受理証明書等からの氏名の抹消の申立てをすることができる。

２　第５条の規定は、前項の規定による氏名の抹消の申立てについて準用する。

（市施策の推進に当たっての配慮等）

第１５条　市は、施策の推進に当たっては、パートナーシップ・ファミリーシップにある者に十分に配慮するとともに、多様な性を認める社会の実現に向けて、市民、事業者及び団体への情報提供に努めるものとする。

（補則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

別表（第８条関係）

公正証書等の記載項目	必須項目
①　相互の関係の確認及び誓約	※
②　婚姻等の禁止	※
③　同居、協力及び扶助の義務	※
④　共同生活費用の分担	
⑤　日常家事債務に関する責任	※
⑥　療養看護に関する委任等	※
⑦　当事者間における財産の帰属	※

⑧　判断能力低下時の療養看護	※
⑨　養子縁組	
⑩　子の教育監護	
⑪　死後事務の委任等	※
⑫　死亡による契約の終了	※
⑬　合意による契約解除	※
⑭　合意によらない契約解除	※
⑮　解除の効力	
⑯　未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	
⑰　契約解除時の財産分与	※
⑱　解釈の指針及び協議事項	
⑲　その他必要な事項	

※必須項目の記載内容については、別に示す標準様式に則ること。